

# MF J ロードレースレーシングスーツ公認に関する規則

平成 元 (1989) 年 11 月 16 日制定  
令和 2 (2020) 年 02 月 19 日改定

## 第1条 目的

1. 本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MF J」という）がロードレース競技用のレーシングスーツの品質の向上を図り、競技ライダーの安全に寄与することを目的とし、国際モーターサイクリズム連盟（以下「F I M」という）に準拠して規定するものである。
2. 本規則において公認とは、当該申請者から提出されたサンプルと同等の品質であることを前提として本規則に合致することを認めるものであり、その安全性および耐久性を保証するものではない。

## 第2条 公認の申請資格

1. 申請者は、レーシングスーツの製造会社及び輸入総代理店の代表者とする。
2. 申請者および公認マークの購入者は、当該年度のMF J 賛助会員でなければならない。  
MFJ 賛助会員（年度会員：4月1日～翌年3月31日まで 会費：一口100,000円）  
※初めて公認申請を希望する場合は、新規申請者の登録に伴い、「新規申請者登録書」の他、以下の書類を必要とする。
  - ① 輸入代理店契約書：海外の製造メーカーから、日本での販売について総代理店として契約を証明する書類。
  - ② 総代理店で無い場合は、日本国内で他の会社が総代理店契約をしていない事を証明するもの。
  - ③ 法人の登記証明書および事業案内。
  - ④ 国内業務委託先との契約書：申請者以外が販売を委託する場合。

## 第3条 レーシングスーツの公認申請

1. 公認申請には次の申請分類がある。
  - 1) 新規申請：「商標・型式・品番」並びに「諸元」が新しい製品。諸元とは以下をいう。
    - ①形状 ②主要素材（皮革および皮革同等の素材）③部分素材（主要以外の素材）④保護部分の処置 ⑤縫製パターン ⑥縫製方法※諸元が同一でサイズ・プリント・カラー・上乘せによるライン等の追加などのバリエーションは同一製品として扱う。

- 2) 追加申請：既に公認されている製品から下表に示す○部分のみを変更をした製品。

商標	型式	品番	形状	主要素材	部分素材※	保護部分の処置	縫製パターン	縫製方法
変更不可	○	○	変更不可	変更不可	○	変更不可	変更不可	変更不可

※部分素材：B部位のみ変更可。A部位を変更する場合は新規扱いとする。

※部分素材が変更になった場合は、試験用素材サンプルまたは成績証明書を提出。

- 3) 再申請：既に公認されている製品が新公認規格基準を満たしており、規格改定後も新公認マ

ークを貼付し、継続販売する場合。  
 ※規則改定に伴いオーダー製品も基本パターンごとに再申請を要する。

2. 公認申請は次の書類を添付し毎月 20 日（必着）の締切日までに申請しなければならない。  
 但し、新規申請および素材が変更になった場合は、試験用素材サンプルも添付し、毎月 10 日（必着）までに申請しなければならない。

1) レーシングスーツ公認申請書 **様式-21①** 1 部

2) 諸元表 **様式-21②** ならびに 図C および 誓約書 **添付書類B** 各 1 部

3) 試験用素材サンプル（新規申請、素材が変更になった場合）

① 皮革 30cm×30cm 3 枚

② 皮革以外の素材 50cm×50cm 3 枚(A 部位：皮革と同等強度を持つ)

③ 皮革以外の素材 50cm×50cm 1 枚(B 部位：皮革と同等強度でなくても良い。繊維素材)  
 ※試験用素材サンプルは、第 4 条公認規格に示した基準を満たした成績証明書を添付することにより免除できる。

③は素材製造会社からの強度（引張・引裂）の証明書類を添付することによりサンプルを提出することを免除できる。

※追加および再申請：新規申請から 5 年経過している場合は、皮革素材試験を必要とする。

4) パット類サンプル 一式  
 （すでにレーシングスーツに取り付けられている場合は、別途提出の必要はない。）

5) レーシングスーツ現物 1 着（審査後返却）

6) 写真（前面・裏面） 1 セット

7) 初回申請モデルの「公認証」コピー 1 部（追加申請のみ）  
 ※公認申請書 1.申請分類の項目を記入済みの場合は添付しなくても良い。

8) デザイン画（基本パターン図・申請時に添付、もしくは競技用装備部会審査時に作製）

#### 第 4 条 2017 年公認規格（2017 年～2021 年）

1. ロードレース用レーシングスーツの公認規格は下記の通りとする。

1) 素材

(1) レーシングスーツの素材は皮革製で、原則として 1.2 mm 以上の厚さのもので以下に記す基準値を満たしたものとする。なお、皮革素材が 1.2 mm に満たない場合、厚さ以外の同基準を満たすことにより認められる。

基準				
引用規格	引張切断荷重 JISK6557-2	引裂荷重 JISK6557-3	摩耗強度 JIS L1096 摩耗布 AA50/摩耗荷重 3.5 ポンド	素材厚
皮革素材	10kgf 以上 (98N)	5.0kgf 以上 (49N)	500回以上	1.2mm

※1kgf=9.80665 N (ニュートン)

(2) 運動性能、通気性等を考慮し以下部位については皮革以外の素材が認められる。

・ A 部位（皮革と同等の素材）

胸部から（腹側部を除く）下腹部まで。但し脇下より両腰部分までの側部は除く

- ・ B 部位（伸縮性のある繊維素材）
  - ① 袖内側脇部分から手首まで（但し最大腕廻りの 50%を超えないこと）
  - ② 膝裏面からふくらはぎ部分まで（但し最大全周の 50%を超えないこと）
  - ③ 内股部分から両脚内側膝部分まで（但し最大全周の 50%を超えないこと）
  - ④ 前部膝バンクセンサー取り付け部分から下部分

※図 A 参照:レーシングスーツ皮革使用範囲規定

(3) A 部位の素材と性能

皮革以外の素材を使用する場合は、以下に記す基準値を満たし、競技用装備部会が認めた場合、皮革と同等の強度を持つ素材として認められる。

基準				
引用規格	引張切断荷重 JISK6557-2	引裂荷重 JISK6557-3	摩耗強度 引用規格 JIS L1096 摩耗布 AA50/摩耗荷重 3.5 ポイント	素材厚
皮革以外の素材	10kgf 以上 (98N)	5.0kgf 以上 (49N)	500回以上	—

(4) パンチング加工

① B 部位以外にパンチング加工を施した素材を使用する場合、穴と穴の外周間隔 10mm 以上または穴の直径 5 mm 以下でなければならない。パンチング加工が不可な箇所にはポンチ穴加工が認められる。いずれの場合も前項の基準を満たさなければならない。

② パンチング加工が禁止される部位

背部：首元から臀部の中心線から左右 70mm（トータル 140mm）

※上記部位にパンチングレザーが掛かる場合、該当する部分に補強措置をすることにより認められる。

※図 B 参照:パンチングレザー使用範囲規定

(5) B 部位の素材と性能

皮革と同等でない素材を使用する場合は、運動機能を重視し安全を考慮し開発された難燃性素材で、以下に記す基準値を満たし、競技用装備部会が認めた場合、認定素材として認められる。

基準		
引用規格	引張切断荷重 JISK6557-2	引裂荷重 JISK6557-3
皮革以外の繊維素材	10kgf 以上 (98N)	5.0kgf 以上 (49N)

2) 仕様

(1) 下記の部分は皮革を最低 2 枚重ねにするか、厚さが最低 8 mm、またはそれと同等以上の性能を持つ緩衝材にて保護されていなくてはならない。厚さ 8 mm の緩衝材の性能の目安は、200G 以上の衝撃加速度を生じないものとする。

肩、肘、腰、膝の 4 ヶ所

また緩衝材については、原則としてレーシングスーツ内部に取り付けられているものとする。レーシングスーツ外部に取り付けられているものについては別途審査を必要とする。（膝部バンクセンサーを除く）

(2) レーシングスーツに加工や突起物（スライダー等）を施す場合は、本来の皮革の強度・性能を損なわない範囲、ライダーの安全性を考慮した上での仕様とする。なお、その仕様によっては別途審査を行い、安全の観点から疑義が生じた場合は、変更が指示され、改善されない場合

公認は認められない。

- (3) 背部にバンプを施す場合、表面は固い素材（樹脂等）ではなく、切開し内容物が取り出せる構造とする。（レスキュー時に担架に乗せる際に頸の負荷を軽減するため）
- (4) 裏地を付けることは必須条件ではないが、付ける場合に裏地は難燃性のものが望ましい。
- (5) 縫製方法  
転倒時に接地する可能性の高い部位の縫製は縫い目が摩耗により破断することを防止するため地縫い、もしくは補強 + ステッチ（縫い開きの場合）にしなければならない。  
※図C参照：地縫いを必要とする範囲規定を図Cに示す。（地縫い該当箇所を示し提出すること。）
- (6) セパレートタイプ（ツーピース）のレーシングスーツを公認申請する場合は、下記仕様に留意すること。
  - ・ ツーピースの上部（上着）および下部（パンツ）は、ファスナー（5番以上）によって取り付けられているものとする。（上下部が繋がっていない吊りタイプのパンツは不可）
  - ・ 上部および下部の取り付け箇所は、ファスナーが表に露出しないよう上部の裾によって被せ覆われているもので、その裾は、捲れにくいよう5cm程度の長さを必要とする。  
また、下部のファスナー取り付け箇所は、皮革または厚手のナイロン等の素材によって、ファスナーが身体に直接当たらないように保護されているものとする。その箇所の長さは5cm程度を必要とする。

2. スーパーモト用レーシングスーツの公認規格は下記の通りとする。

- 1) 適用規格は「ロードレース用レーシングスーツの公認規格」とする。
- 2) スーパーモト用レーシングスーツに限り、A部位（胸部から腹側部を除く下腹部まで）は、運動性能を重視し、ライダーの安全性を考慮した上での素材を使用することが出来る。
- 3) 素材試験結果に基づき、当該製品の仕様と併せて競技用装備部会にて審査される。
- 4) 公認されたレーシングスーツは、「スーパーモト用MFJ公認マーク」を貼付しなければならない。

## 第5条 公認の審査

1) 公認審査

- ・ 公認審査はMFJ競技用装備部会が行い、決定の権限を持つ。審査は毎月第4火曜日を基準とする。
- ・ 公認制度の目的である経済性・安全性に著しく逸脱すると判断される場合、認められない。
- ・ MFJ競技用装備部会は公認に関する例外措置の決定権を有する。

2) 公認発効

- ・ 公認された場合の公認発効は、審査日の翌日からとする。

## 第6条 公認申請の料金

レーシングスーツの公認申請についての料金は次のとおりとし、申請時にMFJに納入しなければならない。尚、レーシングスーツを返却する際の送料は着払いとする。

- 1) 公認申請料                    1型式   22,000円（税込）
- 2) 追加申請料                   1型式   5,500円（税込）

- 3) 素材試験料 (移動交通費、試験結果通信料を含む)
- ① 皮革素材強度試験料 1回 11,000円 (税込)
  - ② 繊維素材強度試験料 1回 11,000円 (税込)
- 上記料金に別途試験料が加算される場合がある。ただしその試験料は素材により異なる。
- 4) 再公認申請料 1型式 5,500円 (税別)

## 第7条 公認マークの貼付等

1. 公認されたレーシングスーツは、公認マークを下記の部分に貼付しなければならない。  
胸部ファスナー折り返し (前立て) 部分
2. MFJ公認マーク料金 (縫い付けタイプ)
  - ロードレースレーシングスーツ用公認マーク 1枚 330円 (税込)
  - スーパーモトレーシングスーツ用公認マーク 1枚 330円 (税込)

※MFJ公認マーク料金は、MFJが定めた期日までに納入しなければならない。  
※新MFJ公認マークの販売ロットは10枚単位とする。(1セット 3,300円 (税込))
3. MFJ公認マークは非公認のレーシングスーツに貼付してはならない。
4. 公認を取り消された場合、すみやかにMFJ公認マークの購入を中止し、所有または支配できる当該レーシングスーツからMFJ公認マークを取り除かなければならない。
5. レーシングスーツ左胸内側または前立て部分に、氏名・血液型を明記する箇所を設けなければならない。(国内競技規則書「付則4 ロードレース競技規則 10ライダーの装備」参照)

## 第8条 公認の取り消し

公認申請にあたり提出した誓約書の誓約事項に違反した場合は、公認が取り消される。

## 第9条 旧公認規格 (マーク) について

旧公認規格 (マーク) 製品の使用許可期限は、2017年から10年間とする。

旧公認マーク販売期限	2017年3月31日迄
旧マーク貼付レーシングスーツ有効期限	2026年12月31日迄

旧マーク



## 第10条 新公認規格 (マーク) について

1. 新公認規格に適合したレーシングスーツは、新MFJ公認マークを貼付することが出来る。
2. 旧規則で公認されたレーシングスーツに対し、新MFJ公認マークの貼付を希望する場合は以下とする。
  - ①再申請を行い新公認規格へ適合した場合、貼付することを認める。
  - ②再公認されたレーシングスーツは、公認を取得したメーカーが旧マークから新マークへ貼り替えを行える。

新公認マーク販売期限(2017年規格)	2017年1月1日 ~ 2021年12月31日迄
新マーク貼付レーシングスーツ有効期間	2017年1月1日 ~ 2031年12月31日迄

※有効期限：規格改訂後、規格終了年から10年

新マーク



**注釈** レザーと同等の材質

材料の下記の特長に関しては、最低 1.5 mmの厚さの牛皮革（レザー切片でない）に匹敵していません。

- 1) 耐火性
- 2) 耐磨耗性
- 3) すべてのタイプのアスファルトに対する磨耗係数
- 4) 吸汗性
- 5) 薬品テストー非毒性、非アレルギー性
- 6) 溶けない材質の繊維

レーシングスーツ現物について

審査にてレーシングスーツ自体の確認が必要となった場合、解体し検査する場合があります。

附 則

本規則は、令和 2 年（2020 年）02 月 19 日から施行する。

なお、本規則は基本的に 5 年ごとに改定される。

（2022 年に本規則の見直しを行う）

<規則制定・改定履歴>

平成 元（1986）年 11 月 16 日制定  
平成 17（2005）年 11 月 16 日改定  
平成 18（2006）年 01 月 01 日改定  
平成 19（2007）年 04 月 01 日改定  
平成 19（2007）年 12 月 01 日改定  
平成 26（2014）年 04 月 01 日改定  
平成 27（2015）年 05 月 13 日改定  
平成 27（2015）年 07 月 15 日改定  
平成 28（2016）年 04 月 01 日改定  
平成 28（2016）年 11 月 29 日改定  
平成 29（2017）年 10 月 05 日改定  
平成 30（2018）年 04 月 01 日改定  
令和 02（2020）年 02 月 19 日改定  
（税込表記：2021 年 04 月 01 日）